

◎ 特定(騒音指定)建設作業一覧

特定(騒音指定)建設作業の種類(※1)				騒音	振動	備考	
くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業							
既成くい (矢板を含む)	直打工法	打撃工法	ディーゼルバイルハンマ	○	○		
			ドロップハンマ	○	○		
			パイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用	
			もんけん(人力を動力とするもの)	×	×		
			油圧ハンマ	○	○		
			エアハンマ	○	○		
	埋め込み工法	振動工法	ハイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用	
			圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(※2)	×	くい引抜にも使用
			プレボーリング工法	アースオーガ+直打工法	×	○	先端打撃工法
	埋め込み工法	中堀工法	セメントミルク工法	アースオーガ+根固め	×	×	先端根固め工法
アースオーガ+直打工法			×	○			
現場打くい (現場造成くい)			オールケーシング工法(ベント工法)	×	×		
			アースドリル工法	×	×		
			リバースサーキュレーション工法	×	×		
			地下連続壁工法	×	×		
びょう打機を使用する作業							
リベティングハンマ(リベッター、リベットガン)				○	×		
その他(トルクレンチ、電動ナットランチ、エスパーレンチ、インパクトレンチ)				×	×		
さく岩機を使用する作業(移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50メートル以下の作業に限る。)							
ブレーカー	手持ち式			○	×	空圧式、油圧式、エンジン式、電動機式等	
	その他			○	○	ショベルに取り付けた大型ブレーカー等	
さく孔を主とするもの		ジャックハンマ(シンカ、ハンドハンマ)、レッグドリル(レッグハンマ)、ストーバドリフタ、ワゴンドリル、クローラドリル 等		○	×	コンクリートカッター、コンクリート破壊機、ニブラーは除く	

特定(騒音指定)建設作業の種類(※1)	騒音	振動	備考
空気圧縮機(定格出力15kW以上)を使用する作業			
エンジン駆動方式	○	×	さく岩機の動力として使用するものは除く
電動駆動方式、タービン駆動方式	×	×	
コンクリートプラント(混練容量が0.45m ³ 以上のもの。)を設けて行う作業	○	×	モルタル製造用プラント、ミキサー車を除く
アスファルトプラント(混練重量が200kg以上のもの。)を設けて行う作業	○	×	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	×	○	
舗装板破碎機を使用する作業 (移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50メートル以下の作業に限る。)	×	○	ドロップハンマー車等
バックホウ(定格出力80kW以上)を使用する作業	○	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く(※3)
トラクターショベル(定格出力70kW以上)を使用する作業	○	×	
ブルドーザー(定格出力40kW以上)を使用する作業	○	×	

特定建設作業の規制 ○:対象 ×:対象外

(参考)定格出力:1PS(仏馬力)=0.7355kW

(※1)福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定建設作業は同表の項目「騒音」のみが該当します。

また、1日で終わる作業については当該作業に該当しません。

◎ラベルに記載された数字が「97」であるものは、今後も低騒音型、超低騒音型建設機械として使用可能です。

(※2)くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打くい抜機(サイレントパイラ等)は規制対象外。

(※3)環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー(低騒音型建設機械)は、下記の国土交通省ホームページ中の「騒音・振動対策」のページで確認できます。また、該当する建設機械には、低騒音型である旨を示すステッカー(※4)が貼られていますのでご確認ください。http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html



(※4)「97基準値」と記載された右上図のステッカーが添付されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーについては環境大臣が指定するものとして規制対象外です。「建設省指定'89」と記載されたステッカーが添付された建設機械については、指定が取り消されており、平成14年10月1日以降は「特定(騒音指定)建設作業実施届出」が必要となっていますのでご注意ください。